

日越EPAによる看護師・介護福祉士受け入れに向けた現状：ベトナム語資料の紹介と解説を中心に

比留間 洋 一・天 野 ゆかり

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）  
第12巻第1号（2013年9月）抜刷

## 【資 料】

## 日越EPAによる看護師・介護福祉士受け入れに向けた現状 ：ベトナム語資料の紹介と解説を中心に

比留間 洋 一・天 野 ゆかり

本稿は、日本・ベトナム経済連携協定（JVEPA）による看護師・介護福祉士受け入れに向けた現状（2013年6月現在）を報告するものである<sup>1</sup>。次の2つの内容から成る。第1部では、ナムディン看護大学が実施した静岡での視察結果についての報告書（ベトナム語資料）を、若干の解説を付した上で翻訳、紹介する。第2部では、日越EPAによる看護師・介護福祉士受け入れについての最新情報及び、2012年11月以降ベトナムで実施されている日本語研修の現状に関する情報を、若干の解説を付して紹介する。

本稿の特徴は、第1部、第2部のいずれもベトナム語資料を用いることによって、ベトナム側の認識や現状に関する基礎資料を提供する点にある。この問題に関して、ベトナムではどのように情報提供が行われ、どのような反応が見られるかについて、ベトナム語資料を用いてチェックしている日本の研究者は皆無に近い。

### 第1部 ナムディン看護大学による視察結果報告書

#### ・若干の解説

本稿の筆者である比留間と天野は、静岡県立大学内で形成された緩やかな教員ネットワークである「外国人看護師・介護福祉士問題を考える会」のメンバーである。同会では、2012年11月末、ベトナムのナムディン看護大学の依頼により、同大学長以下3名の静岡への視察を受け入れた。同会は、一方では、2010年2月に開催した公開フォーラムにおいて、ナムディン看護大学の前学長を講演者として招き、他方では、同会のメンバーがベトナム調査を実施した際にナムディン看護大学を訪問するなど、ナムディ

1 日越EPAの概要は次の通り。日越EPAは、2008年に署名され、2009年に発効したが、看護師・介護福祉士受け入れ問題は先送りされた。同問題については、2012年4月に両国政府の間で書簡が交換され、同年6月に同交換公文が発効された。現在（2013年6月）、第一陣の候補生150人が、ベトナムで日本語研修を行っており、早くも2014年春に来日する。

ン看護大学と相互交流を行なってきた<sup>2</sup>。

ナムディン看護大学はベトナムで唯一の看護専門の大学である。2004年に、それまでの短期大学（3年制）から大学（4年制）へと移行した<sup>3</sup>。ナムディン看護大学の一行（学長、副学長兼国際化担当者、学部長兼研究科長3名）は、昨年2012年11月25日に来日し、11月30日までの5日間、静岡市・浜松市内の関連諸施設を訪問し、視察を行った<sup>4</sup>。その後、ナムディン看護大学は視察結果を医療省大臣宛てに報告した。

我々の研究会は、今回、その報告書を入手した。報告書の宛先は「医療省大臣」、タイトルは「ナムディン看護大学訪問団による日本、静岡県における出張業務に関する報告書」である。目次は、「前文」、「1. 出張業務の目的について」、「2. 日本滞在中のスケジュール」、「3. 出張業務で得られた成果」、「4. 若干の意見」という形で書かれている。

この報告書はベトナム医療省大臣宛ての公文書のため、ここでその全文を掲載することはできない。ここでは、主に、彼らがどのような知見を得、どのような提言をしたのかについて報告したい。

#### ・資料の今日的意義

筆者の知る限り、(五島2012)<sup>5</sup>を除くと、日越EPAによる看護師・介護福祉士受入れを前提としてベトナム語で書かれた資料を紹介したものは極めて限られている。本資料を通して読者は、ベトナムの関係者が、日越EPAおよび看護・介護分野に関する日本（静岡）の状況をどのように理解（視察期間の短さや通訳などに起因する誤解を含めて）しているかをある程度理解することができる。

以下、本稿では、その中で、注目すべき点を紹介する。なお脚注および[ ]内の補足は全て筆者によるものである。

#### ・「前文」

前文には、次のような文章がある。

2 同会が開催した公開フォーラムの報告書は以下に掲載されている。同報告書には、同会が実施したベトナム調査の成果が含まれている。 <http://www.daigakunet-shizuoka.jp/forum/documents/sf2103.pdf>

3 同大学公式サイト (<http://www.ndun.edu.vn/vi/>) によると、大学の淵源は1960年にナムディン医師学校が創立したことに始まる。同校では医師、薬剤師、看護師、中級「護生」（看護助手に相当）の養成を任務としていた。

4 ナムディン看護大学の一行の視察が行われた時期は、第2部で詳述するように、EPA看護師・介護福祉士候補者150人が選抜された後であり、視察期間中（11月27日）に、ハノイ近郊の研修期間において日本語研修が開始した。

5 五島文雄「ベトナムにおける看護師養成の現状」『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）第1巻第1号（2012年9月）、217-225。

## 日越EPAによる看護師・介護福祉士受け入れに向けた現状

現在、ナムディン看護大学は、日本の大阪府に所在するグリーンアソシエーション<sup>6</sup>及びメリック日本語学校<sup>7</sup>との協力プログラム<sup>8</sup>を行っている。この協力プログラムにより、現在ナムディン看護大学サイドでは、5名の幹部<sup>9</sup>が大阪の老人ホームで実習を行い、メリック日本語学校サイドでは、日本人教師一人<sup>10</sup>を派遣するとともに、ベトナム人教師一人がナムディン看護大学において日本語を教えている。本学における日本語教育は希望者を対象として実施しており、学習者のニーズに従って非正規の授業時間に行われている。先に述べた日本で実習を行っている5名を含む第一期生以外に、現在、本学の約60人の学生と幹部が本学の日本語クラスで学んでいる。

以上を踏まえ、今回の日本における出張業務は以下を目的とした。

## 「1. 出張業務の目的について」

出張業務の目的は、主に次のように記されている。

- 日本における看護師、介護福祉士養成について理解を深めること
- ナムディン看護大学のためのEPA活用のおよびベトナム人看護師、介護福祉士を日本に送る機会を探ること
- 養成[教育]面（大学及び大学院での日本語および看護）での協力及びその他の協力（学術研究など）の機会を探ること

## 「2. 日本滞在中のスケジュール」

日本滞在中のスケジュールは主に以下のように記されている。

6 人材派遣会社 (<http://green-as.co.jp/>) のことと思われる。

7 メリック日本語学校については次のサイトを参照 (<http://www.meric.co.jp/meric/>)。

8 メリック日本語学校のホームページによれば、2011年10月、ナムディン看護大学にメリック日本語学校が開校。より詳細については、ナムディン看護大学のホームページ（2012年3月1日付けの記事）から、次のような内容を知ることができる。「日本の労働者派遣会社グリーンアソシエーション、ベトナムのTMD投資・建設ビジネスコンサルタント株式会社、日本のメリック日本語学校の協力により、ナムディン看護大学ナムディン看護大学及びハノイ内分泌病院の14名の学習者が、ナムディン看護大学において6か月間無料で日本語教育を受けてきた。6か月後、最も成績の優秀な5名が1年間日本語学習のために日本に渡ることができる。日本での日本語学習期間には、学習者たちは日本の病院あるいは老人介護施設においてアルバイト（上限は1日4時間）することになる。5名は2012年7月に日本に出発する。

これは、両国政府が締結に至った、ベトナム人看護師の日本での長期間就労を準備する、試行事業と言えるであろう。2012年4月以降も引き続き、メリック校の協力により、3つの日本語クラス（1クラス20人）がナムディン看護大学において開講される。教員はメリック校が派遣している。」

9 ここでの幹部が何を指すかの詳細は不明だが、さしずめ「基幹要員」といった意味で理解しておけばよいであろう。

10 訪問団が今回、我々（訪問団の受入を担った静岡県立大学の教員グループ）に渡した資料には、「前田有紀子」という日本語教員の名前があった。

訪問団が訪れた場所は日本の静岡県で、期間及び業務スケジュールは次の通り。

- －11月25日（日曜日）：ハノイを23時55分に出発、VN 3310便
- －11月26日（月曜日）：空港から静岡県に移動（空港との距離は約250 km、内容、資料の準備、仕事内容の日本側との調整など）
- －11月27日（火曜日）
  - ・午前：10時、看護・介護福祉士の養成拠点である静岡県立大学短期大学部を訪問
  - ・午後：14時、特別養護老人ホームの小鹿苑<sup>11</sup>及び小鹿なでしこ苑を訪問
- －11月28日（水曜日）
  - ・午前：9時、国際ことば学院訪問。10時半、静岡日本語教育センター訪問
  - ・午後：市内見学（ベトナム人留学生が一行を案内）
- －11月29日（木曜日）
  - ・午前：9時、静岡県庁介護保険課<sup>12</sup>を訪問。
  - ・10時半、聖隷浜松病院<sup>13</sup>、西山病院<sup>14</sup>訪問。
- －11月30日（金曜日）
  - ・午後：静岡市を離れ成田空港からベトナム帰国

### 「3. 出張業務で得られた成果」

出張業務で得られた成果は、「a. 日本および静岡県の状況」、「b. 日越EPA協力プログラムの概要」、「c. 出張業務で得られた若干の知見」の3つの部分に分かれている。それぞれの主な内容は次の通りである。

#### a. 日本および静岡県の状況

日本の人口は約1億2740万人で、大部分は言語と文化が同一である。主要な民族である大和民族と、アイヌと琉球のような少数民族から成る。

日本は世界最高の高齢国の一つで、2006年時点で平均81.25歳である。この国の人口は、第二次大戦後の人口爆発の後遺症によって老化が進んだものである。

現在、日本では約5万人の日本人看護師が常時不足している。日本は、少子高齢化の速度が最も早い国の一つでもある。そのため、約10年以内には、この国は高齢者ケアを行う看護師、介護福祉士が[さらに]40万人から60万人必要になるであろう。

訪問団が業務を行った静岡市は、日本の中部の一県、静岡県の県庁所在地である。

11 訪問時、インドネシア人介護福祉士候補者2名を受入れている。

12 外国人介護職員受入れマニュアルの作成や、県内のEPA介護福祉士受入れ施設等で構成される「ふじのくにEPAネットワーク」のオブザーバーなど、積極的に外国人受入れの支援を行なっている。

13 フィリピン看護師候補者を受入れている。

14 訪問時、フィリピン人介護福祉士2名（就学コースを修了し資格取得済み）、介護福祉士候補者3名を受入れている。

## 日越EPAによる看護師・介護福祉士受け入れに向けた現状

静岡市は1889年4月1日に成立、2003年に隣接する清水市と合併されて静岡市の一区域となり、2005年、政令指定都市になった。2006年3月31日、蒲原郡が静岡市に編入された。静岡市はベトナムのフェ市と友好都市提携をしている。

静岡市の人口は約71万3333人で、総面積1388.74 km<sup>2</sup>、人口密度は一平方メートル当たり513.65人である。日本の一般的な状況同様に、静岡県<sup>15</sup>には、主に老人介護施設において、ベトナムから看護師および介護福祉士を受け入れる需要がある<sup>16</sup>。

静岡市には5つの大学がある。静岡大学、静岡県立大学、東海大学、常葉学園大学、静岡英和学院大学である。そのうち静岡県立大学は県立大学で、6学部あり、その中に短期大学部（短大卒の看護師、介護福祉士を養成）及び看護学部（看護学士を養成）がある。

### b. 日越EPA協力プログラムの概要

EPA協力プログラムの実施以前より、ベトナムには日本に研修生を送るプログラムが存在する。日本で技能を実習する実習生を送るプログラムは、労働一傷病兵一社会省と、日本の国際人材開発組織（略称IM Japan）<sup>17</sup> との間の協定により、2006年以降実施されている<sup>18</sup>。現在、IM Japanはインドネシア、タイ、ベトナムの3カ国の実習生を受け入れている。

プログラム実施以来これまでに、労働一傷病兵一社会省海外労働センターはIM Japanとの共同により、日本での技能実習に1100人<sup>19</sup>以上の実習生を募集、選抜、養成、派遣してきた。ベトナム人実習生は、渡日後おもに製造業と建設業という2つの分野で仕事をし、日本企業から、その勤勉さ、熱心さ、器用さ、習得の速さを高く評価されている。

2008年以降、ベトナム政府は討議を重ね、2012年9月に日本一ベトナム（EPA）経済連携協定を締結するに至った<sup>20</sup>。日越経済連携協定（EPA）をベースとして、ベトナムは毎年平均500人<sup>21</sup>の看護師、介護福祉士を日本に送る。2012年だけは、試験的に実施し、候補者は150人である。現在、この第一陣に対しては第一次選抜を経て、日本語養成課程が始まっている（ナムディン看護大学からは17人の卒業生が今回参加し

15 原文通り。つまり静岡市ではなく、静岡県と記されている。

16 具体的にベトナム人看護師・介護福祉士を受け入れたいという要望が聞かれた訳ではなく、ここではあくまで統計上の需要を指していると思われる。

17 公益財団法人国際人材育成機構 「AIM・ジャパン」については以下を参照。

<http://samuraisme.blogspot.jp/2011/09/im-japan.html>

18 受入機関の1つであるIM JAPANでの受入は2006年以降であるが、研修・技能実習制度自体の創設はもっと早く、1993年に始まっている。

19 もっと多いのではないかと思われるが、詳細は不明。

20 看護師・介護福祉士に関する協定の締結が2012年であって、日越EPA自体は2008年署名、2009年発効である。

21 500人という数字は、日越EPAに関しては寡聞にして確認できていない。が、インドネシア、フィリピンのケースでは、「平成24年度の実入れ最大人数は、500人（看護200人、介護300人）」と厚生労働省の資料（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000261i3-att/2r985200000261r3.pdf>）に明記されている。

ている)。

介護福祉士候補者は看護分野の高等専門学校あるいは大学の卒業資格が必要である。看護師候補者には、上記の資格の他、2年以上の経験を有する看護実務の証明書が必要である。候補者は第一次選抜を経ることが不可欠となっている。

もし第一次選抜の要件を満たしたら、候補者は日本語と専門の学習<sup>22</sup>に12か月間専念できる。この学習期間は、フィリピンとインドネシアからの応募者受入のケースで日本が適用した日本語学習期間と比べて、長くなっている。約6か月後に、候補者は日本語能力試験を受験し<sup>23</sup>、もし要件を満たしたら、契約の締結、出国手続きという段階に進む。

候補者は、日本語能力試験 (JLPT) のN3に合格できたならば、自らの希望と、日本の病院や老人<sup>24</sup>ケア施設の希望とがマッチする場合に、日本に渡り仕事<sup>25</sup>をすることができる。このようにして、第一陣の選抜者150人の労働者は、2014年初頭に日本に渡る [チャンスを得る] ことになる。

両政府間で締結されたプログラムによれば、日本に渡った候補者たちは3-4年の間仕事をし、看護の仕事を学ぶ期間の平均給与は月13万-14万円 (月3400万-3700万ドンに相当) で、介護福祉士候補者は月約14万-15万円 (月3700-4000万ドンに相当) である。この期間中、候補者たちは日本の国家資格を1度受験することができる<sup>26</sup>。

もし国家試験に合格したら、日本における正式な介護福祉士、看護師になり、労働許可が得られ、無期限に日本で仕事をする事ができる。この分野での所得水準は、一人あたり月2000-3000ドル (4000-6000万ドンに相当)<sup>27</sup> にもなりうる。その他に、労働者は日本で働くための長期居住許可書を与えられ、もしその必要があれば、妻/夫と子供を日本に呼ぶこともできる。

### c. 出張業務で得られた若干の知見

・ナムディン看護大学のためにEPAを活用する機会ならびにベトナムの看護師、介護福祉士を日本に送る機会を探る目的に関して

現在、日本では、ベトナムの看護師、介護福祉士は、研修後 (もし各業務の資格を

22 「アークアカデミーが実施する日本語等研修について」 (2012年11月1日付) という文書 ([http://jp.arc-academy.net/EPA\\_2012.pdf](http://jp.arc-academy.net/EPA_2012.pdf)) によれば、「その後の生活および就労のための日本語、看護・介護専門知識及び日本事情理解を目的とする研修を担当いたします」とある。また、同文書によれば、ベトナムにおける研修は、研修期間が2012年12月1日~2013年11月30日 (1年間)、日本における研修は2014年5月以降予定 (2ヵ月) とある。

23 7月1日に実施される日本語能力試験のことであろう。第2回は12月1日に実施される。

24 原文では「保健ケア施設」となっているが、文意から判断し「老人ケア施設」と訳した。

25 厳密には、「就労・研修」という意味になる。

26 正しくは、看護師は上限3年の在留期間に最大3回受験可能、介護福祉士は上限4年の就労・研修後に1回の受験のみ。

27 正式に看護師になれば介護福祉士とは数万円の違いがある。しかし、この違いについてベトナム側の公式サイトには掲載されていない。ナムディン看護大学が認識しているかどうかは不明。

## 日越EPAによる看護師・介護福祉士受け入れに向けた現状

取得するための国家試験に合格すれば)、正式に仕事をする(なお介護士は現時点では業務資格は必要ではないが、2014年になると日本では介護福祉士になる対象者全員に業務資格を取得させる国家試験を実施する予定である<sup>28)</sup>)。このような受入はEPA制度によってのみ行われている<sup>29)</sup>。それ以外の制度では、実習生の内容に留まっている<sup>30)</sup>。

しかし、現在のEPA制度に従うとすると、ベトナム看護師は次のような障害に直面することになる。

第一に、日本とマッチした専門性を身につけるのに良い準備が出来ない(主に老人介護)。

第二に、日本語学習の上で壁に突き当たる。日本の外国人労働者管理機関の報告によると、フィリピンの看護師(日本で2年の研修後)は日本語試験は約10%しか合格できず、この数字はベトナム人看護師の場合さらに低くなることもありうる。

第三に、介護福祉士国家資格取得の可能性がかなり低いことである<sup>31)</sup>。

日本におけるベトナム人(およびフィリピン人)の看護師・介護福祉士の職場は主に老人ホーム<sup>32)</sup>である。現在フィリピンはEPA制度をすでに数年展開し、その内容もかなり多様である。ベトナムが現在行っている方法の他に、フィリピンには別のプログラムもある。例えば、日本に学生を送ってまず日本語学習をさせ、その後日本で看護、介護の学習をさせる、というように<sup>33)</sup>。

医療施設制度の中で、訪問団が訪問することができたのは、大部分が老人ケアのサービス施設であった。老人ケアはとても優れており、ケアには多くのモデルがある。中でも、在宅ケアと地域ケアが日本政府によって奨励、推進されている(以前のような老人ホームでのケアに代わって)。老人ケアの経費には、ケアされる本人と政府の福祉財源(そのうち政府の福祉財源がケア経費の60~70%を負担)という通常2つの財源がある<sup>34)</sup>。

28 ここでは、「国家試験の必須化」つまり厚生労働大臣が指定する養成施設を修了し名簿登録する取得方法が廃止されることについて述べていると思われる。が2点において誤解がある。第一に、正しくは、介護業務は介護福祉士の独占業務ではない。第二に、正しくは、国家試験の必須化は平成24年度の国家試験から実施予定であったが、現在では平成27年度からの実施が予定されている。

29 看護師の場合、平成22年11月以降、国家資格を取得すれば就労年数等に係る制限が撤廃されている。

30 意味不明。看護・介護施設が、研修・技能実習生制度により外国人を受け入れているケースは、管見の限り、無いと思われる。とすると、この文章の意味は、日本語学校などの就学中に、看護・介護施設で一種の「見習い」としてアルバイトすることを述べているのかもしれない。

31 なお平成24年度のEPA介護福祉士候補者の国家試験合格率は39.8%(322人受験し128人合格)。日本人を含む全体の合格率は64.4%なので決して資格取得の可能性が低いともいいきれない。むしろ看護師のほうが難関かといえる。

32 正しくは次の通り。看護師の受入れ先は病院に限定されているため、老人病院のみでなく総合病院やリハビリテーション病院なども多く受入れている。

33 正しくは、このような就学コース(介護福祉士資格の取得のために、2年以上の養成校で就学する)は日越EPAにもある。



・日本における看護師・介護福祉士養成について理解するという目標および養成（大学および大学院レベルでの日本語及び介護）をめぐる協力の機会を探るという目標に関して

現在の日本の看護師養成機関は日本政府の方針に沿った養成を実施しており、老人看護に力を注いでいる。そのため看護師養成機関における養成プログラム、実習室、日本語学習教材はこの分野については大変優れている。

現在、一般に、日本の公立看護師養成機関には（その中に静岡県立大学が含まれるが）ベトナムの看護師養成機関との養成協力プログラムがまだ存在しておらず、若干の私立の学校に研修生向けのプログラム<sup>35</sup>があるものの、通常その数は少なく、期間は短い。

その反面、日本の学校で学ぶベトナム人学生数はかなり多く、その多くはドンゾー日本語学校のコースまたは私費留学である。これらの学生たちは、日本の大学への受験資格を取得する前に、日本の日本語学校で日本語を学ぶのに大抵2、3年を費やしている。

#### 「4. 若干の意見」

若干の意見は、「a. 日本の関係機関に対して」、「b. 労働－傷病兵－社会省、医療省に対して」、「c. ナムディン看護大学の養成活動の今後の方向性」の3つの部分に分かれている。それぞれの主な内容は次の通りである。

##### a. 日本の関係機関に対して

EPA制度は、他にもプログラム内容を増やし、ベトナム人看護師、介護福祉士がEPAへの参加機会をより多くもてるようにすべきである。その内容は、養成機関およびベトナムで看護師を直接管理している諸機関（学校や病院）に向け、「教育」と「(政府のプログラムによる)留学」と「看護師の(日本のプログラムに沿った)再教育」とを連結させたプログラムとなるべきである。

##### b. 労働－傷病兵－社会省、医療省に対して

現在のEPA実施過程における課題を解決するために、我々の考えでは、次のような内容に注意を向けるべきである。

上記の建議に沿って、EPA制度のその他の内容について、日本側と交渉を継続す

34 介護保険のことであろうか？その場合、介護保険の財源は公費と保険料それぞれ50%ずつとなっており、サービス利用時の利用者負担は1割である。

35 上記した箇所同様に、ここでは、日本語学校などに就学中に看護・介護施設で、一種の「見習い」としてアルバイトをすることを指していると思われる。

## 日越EPAによる看護師・介護福祉士受け入れに向けた現状

べきである。特に留学制度（政府の奨学金付き）を設け、国内の教育プログラムつまり言葉の学習を加え、（ベトナムでの看護師養成プログラム修了後に）日本の看護師、介護福祉士資格を取得するといった養成に寄与する内容を重視すべきである。

そのために、教育訓練省との連携によって、日本語教育プログラムを、必修科目のような形で（学生は英語の代わりに日本語を選択することができる）看護教育プログラムの中に入れるべきである。

日本語教師を有する看護師養成機関を支援し、看護学生たちが各学校において修学中に日本語を学ぶことができるようにすべきである（現状では、多くのEPA候補生たちがEPA制度に参加してからようやく日本語学習を開始している）。

学生がより良い準備ができるよう、看護師養成学校が日本語教育センターないし部署を設立することを支援する。

日本の看護プログラムに沿った養成の研究とその応用（プログラム全体の導入ないし老人看護、災害ケアなど必要な一部科目の導入を検討）を行う。

### c. ナムディン看護大学の養成活動の今後の方向性

本校における日本語学習を維持、発展させるため、日本の組織や個人との関係を継続的に維持するための各方策を研究する。

本校の技術・サービス科学協力センターの中に、日本語学習の研究、管理、発展を担う部門を設立する。

日本を含む地域及び世界各国のスタンダードに接近した看護養成プログラムの研究と展開を継続する。

学生が日本に渡り学習し就労する機会をもてるよう導くことができる基盤となるよう、日本の各学校及び看護労働市場との教育面での協力機会について、引き続き、理解を深め、研究を続けていく。

## 第2部 日越EPAによる看護師・介護福祉士受け入れに関する最新情報

### ・ベトナム語サイトより

この問題に関する最新情報については、二文字屋修氏による記事（「来年、ベトナム人介護士がやってくる！」『シルバー新報』、2013年4月12日、19日、26日、5月10日、17日の5回連載<sup>36)</sup>）が参考になる。ここでは、同記事も参考にしつつも、主にベトナム語サイトを基に新たな情報を翻訳、紹介したい。

まず、前述の記事から一部を引用する。下線は引用者。

36 <http://www.ahp-net.org/data/sinpo 01.pdf>

12年4月18日に受入れ基本枠組みを定める文書が完了した。同月23日にAHPとベトナム看護協会が共催して「JVEPAハノイセミナー」を国際会議場で開催した（一部省略する－引用者）

ベトナム政府はEPA候補者選抜を行い、11月からハノイ近郊の教育施設で今年 [2013年] 11月末まで合宿スタイルで日本語教育を行っている。看護師コースに25名、介護福祉士コースには125名が集まった。ベトナム側はまずは少数精鋭で始め、徐々に広げていく算段だ。

これまでのEPAとは違う十分な準備教育を行うJVEPA。第1陣の来日者がEPAの今後を大きく左右することになるだろう。

次に、ベトナム語サイト（交換公文に規定されているベトナム側の唯一の送り出し調整機関である「DOLAB（ドラブ：ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働局）の公式サイト<sup>37</sup>及び、ナムディン看護大学の公式サイト）から注目すべき点を拾っていく。

DOALBからの正式な形で、「日本で働く看護師・介護福祉士プログラム（Chương trình điều dưỡng viên, hệ lý làm việc tại Nhật Bản）」の内容および「日本で働く看護師・介護福祉士候補者選抜のお知らせ」が公表されたのは、前述の「JVEPAハノイセミナー」開催（2012年4月23日）の約4カ月後であった。ナムディン看護大学では8月20日に、同「お知らせ」を大学公式サイトに掲載している<sup>38</sup>。

同「お知らせ」には、第1部で示したナムディン看護大学の報告書にもあったような、受入れ枠組みの概要、候補者の要件、給与水準などの情報が示されている。その他に、応募書類受付について、2012年9月1日から9月15日の間に、ハノイ市内に所在するDOLABに直接提出またはDOLABの所在する住所に郵送とある。また、審査結果については、DOLABのサイト上に選抜者リストを掲載すると共に、返信宛て住所に選抜者リストを郵送するとある。

8月25日、DOLABのサイト上に、「日本で働く看護師・介護福祉士プログラム参加登録様式」、「日本で働く看護師・介護福祉士プログラム参加登録者用履歴書様式」、「海外で働くベトナム人労働者向け健康診断のガイダンスと証明書に関する通達（số 10/2004/TTLT-BYT-BLĐTĐBXH-BTC ngày 16/12/2004）」、「通達（số 10/2004/TTLT-BYT-BLĐTĐBXH-BTCに基づく海外で働く労働者向け診断病院リストと健康証明書）」が掲載された。

9月6日、DOLABのサイト上に、「日本で働く看護師・介護福祉士候補者を送るプログラムについての説明会」のお知らせが掲載された。同説明会は、9月11日（月）

37 <http://www.dolab.gov.vn>（2012年11月13日取得）

38 <http://www.ndun.edu.vn/vi/news/Nhat-Ban/Thong-bao-tuyen-dieu-344/>（2012年11月20日取得）

## 日越EPAによる看護師・介護福祉士受け入れに向けた現状

午前8時半からハノイ市内のDOLABの2階会場にて、9月13日(木)午前8時半からホーチミン市内の国際職業人材中級学校にて開催され、在ベトナム日本大使館の担当者、日本の厚労省の担当者、ベトナムと日本の関連機関が参加するとある。

10月18日、19日の両日、DOLABは、400人の応募者の中から、150人の候補者の選抜を実施した。DOLABのサイト上には、看護師と介護福祉士ごとに、150人の候補者一人ひとりの氏名、性別、生年月日を記載したリストが掲載された。

そして11月27日に日本語研修がスタートした。次に、日本語研修開始から半年を経た時点(2013年5月)における150人の候補者たちの現状についての最新情報を紹介したい。

## ・JICWELS説明会で報告された、ベトナムにおける日本語研修の現状

2013年6月18日、日本側の受入れ調整機関である国際厚生事業団(JICWELS)が東京で開催した受入れ説明会において、平成26年度(2014年度)入国ベトナム人候補者対象の日本語研修を実施している、(株)アークアカデミーの担当者が、「EPAベトナム人看護師・介護福祉士候補者 訪日前日本語学習の状況について」と題した報告をおこなった。

筆者の知る限り、現時点(2013年6月)では、この報告が150人の候補者について最も詳しい最新情報である。前述の通り、DOLABのサイトに掲載された候補者リストには看護師・介護福祉士候補者別に、氏名・性別・生年月日しか公表されていない。なおこの報告は日本語で行われ(ベトナム語資料ではない)、レジュメ、配布資料は無かった。以下は、同説明会に参加した筆者がメモに取ったり、スクリーンに映し出された資料を写真撮影したりして入手した情報である。その全体の内容は、計14種類のデータ(以下の①~⑭)及び2種類の動画から成る。[ ]内は筆者による補足説明である。

## ① [タイトル]「日越EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者受入事業：研修実施報告」

「株式会社 アークアカデミー 2013年6月」

## ②研修場所

LOD技術短期大学 Hung Yen [フンイエン] 省(ハノイから車で1時間程度)

## ③研修生概要

	男性	女性	計
看護師	14	11	25
介護福祉士	24	101	125
計	38	112	150

## ④研修生平均年齢

	男性	女性	計
看護師	25.6	26.2	26.0
介護福祉士	23	21.8	22.0

21歳～35歳

[21歳から35歳という幅があるが、総じて若いといえる、という。この点について補足すれば、DOLABのサイトには、候補者の要件として、看護師・介護福祉士いずれも、35歳未満と記されている。また、報告者も述べたように、看護師の平均年齢が相対的に高い（4歳）理由は、候補者の要件として、看護師には2年間の看護師実務経験が加わっていることに起因すると思われる。]

## ⑤研修生 最終学歴

	看護	介護	計
3年制	19	99	118
4年制	6	26	32

## ⑥出身地方

	男性	女性	計
北部	9	93	102
中部	8	25	33
南部	8	7	15

## ⑥日本語能力試験 合格者 2013年5月現在

レベル	人数
N5	1
N4	1
N3	5

※N2・N1合格者は研修免除となる。

[次の資料⑦に示されているように、候補者の中には、日本語研修が開始した時点で既に日本語の既習者がおり、そのうち5名はN3合格者であった、という。]

## 日越EPAによる看護師・介護福祉士受け入れに向けた現状

## ⑦既習者の学習期間

期 間	人数
1 年	6
1 ヶ月～1 年未満	13
1 ヶ月未満	5

## ⑧クラス設定 授業時間 \*2013年5月現在

・10クラス レベルによりクラス分けを実施

1 組～9 組… 未習者クラス

10組…………… 既習者クラス

## 授業時間

午前 8:00～11:45

午後 12:45～17:00

## ⑨研修（授業）概要

	日本語	社会文化適応
ベトナム	約1500時間	約300時間
日 本	約140時間	約140時間

[ベトナムにおける研修と、候補者来日、訪日後の日本における研修（2か月）に分けて示されている。日本における研修後、就労開始となる。]

	日本語	社会文化適応
ベトナム	N 3取得レベル	生活・職場における 日本社会の理解
日 本	専門日本語を中心	

## ⑩研修内容

	日本語	社会文化適応研修
ベトナム	基礎日本語（文法） コミュニケーション（会話） 発音・文字・読解・聴解	日本の地理 日本の習慣・マナー ハウ・レン・ソウ 高齢化社会 等
日 本	専門語彙 専門漢字	日本の看護・介護 介護：5大介助 演習 看護：療養上の世話 演習 * 専門講師実施

[日本の看護・介護については、日本から専門講師を招いて実施する、という。]

## ⑪日本語研修進捗状況

	授業開始	5月末現在
1組	入門	初級（N5）
2組～9組	入門	初級ほぼ終了（N5～N4）
10組	初中級（N4）	中級（N3）

## ⑫成績 アチーブメントテスト（1回／週）

- ・平均 1組～9組…87.6点
- 10組……………86.5点

平均点の分布

平均	50～59	60～69	70～79	80～89	90～100
人数	3名	3名	8名	76名	60名

## ⑬研修生の様子・性格・特性

- ・年齢（若い）
- ・第一印象はおとなしいが、明るい性格である
- ・助け合う・協力する
- ・先生や目上の人への尊敬
- ・集団行動ができる。
- ・日本的な学習スタイルに近い

## ⑭研修生の様子・性格・特性

## 日越EPAによる看護師・介護福祉士受け入れに向けた現状

- ・評価を気にする
- ・テストなど緊張して能力が発揮できない
- ・不平・不満を言わない
- ・長期的な計画は不慣れ
- ・日本について、ほとんど知識がない

[⑭は、⑬に比べ、ネガティブな面について述べたもの、という。]

以上のような資料提示と口頭説明の後、候補者の様子が、2種類の動画で映し出された。一つは、日本語の授業の様子で、教師の発した日本語を、クラス全体で一斉に繰り返しているものである。報告者は、大きな声で一斉に繰り返している姿を、「集団的行動ができる」ことの例として強調した。なお筆者には、クラス全員が、日本の看護専門学校のような、白い看護の制服を身に着けている点が目を引いた。もう一つは、食堂で食事をしている様子で、150人の候補生がずらりと長い机に座っているものである。報告者は、撮影者である日本語教師がカメラを持って近付くと、候補生たちが、「先生も食べますか？」と勧める姿を、「明るい」笑顔が「素敵である」こと、「先生や目上の人への尊敬」が見られることの例として強調した。なおこの動画に対する筆者の印象は、前述の授業風景とは違い、私服姿の候補生も少なくなく、私服姿の候補生が披露されていること、また、候補生たちが明るく、親しみやすいなどの好印象を与える効果をもつであろうと感じられた。

- ・今後のスケジュール（予定）について

国際厚生事業団の資料（2013年6月18日説明会にて配布）によると、受け入れ希望機関の求人申込受付は6月11日～7月12日で、本稿執筆時点（6月24日第1校提出）で既に始まっている<sup>39</sup>。この期間設定はフィリピン、インドネシア、ベトナムで共通している。一方、受入れ希望機関の要件審査結果の通知は、フィリピン、インドネシアは7月31日であるが、ベトナムは8月30日と1か月遅くなっている。おそらく、ベトナム人候補者の受入れ（来日は2004年6月の予定）が半年ほど遅いため、急ぐ必要がないためであろう。

EPAによる外国人看護師・介護福祉士受入れの枠組みは変化してきた。例えば、国際厚生事業団の説明会の案内では、「新たにベトナム人候補者の受入れが開始」、「日本語能力の向上」、「EPA候補生に対する国家試験受験の配慮・見直し等」、「EPA介護福祉士候補者に係る配置基準への算入（平成25年4月適用）」、「就労開始後の日

39 関係者からの私信（2013年7月17日）によれば、求人数の結果は次の通りである。

「平成26年度ベトナム人看護師・介護福祉士で候補者の受入れ希望機関の現時点の求人数は看護59名、介護245名であり、訪問前日本語研修受講者数（看護25名、介護125名）を大幅に上回っている。」



本語学習及び国家試験対策支援（平成22年度から国による学習支援が開始されています）」という点が特に強調されている。

EPAによる外国人看護師・介護福祉士受入れの問題は、二国間及び民間での経済、外交、友好関係にさまざまな影響を与える可能性があり、また、決して少なくない税金が使われてもいる。今後とも、ベトナム語資料も踏まえて、事態の推移を注視していく必要がある。

\*本稿の執筆にあたっては、とりわけ五島文雄先生から貴重なアドバイスを頂きました。ここに記して謝意を表します。